

最高裁秘書第1524号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020029号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判部職員配置図 令和2年6月24日現在（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

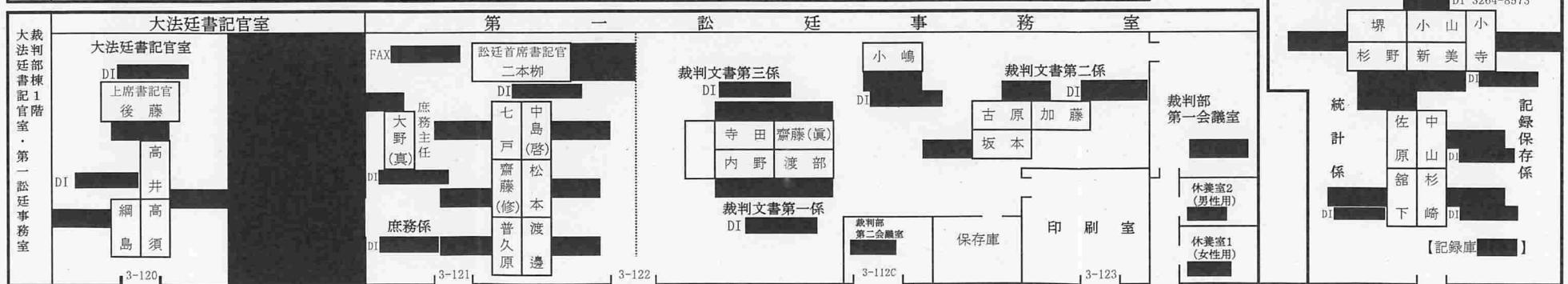
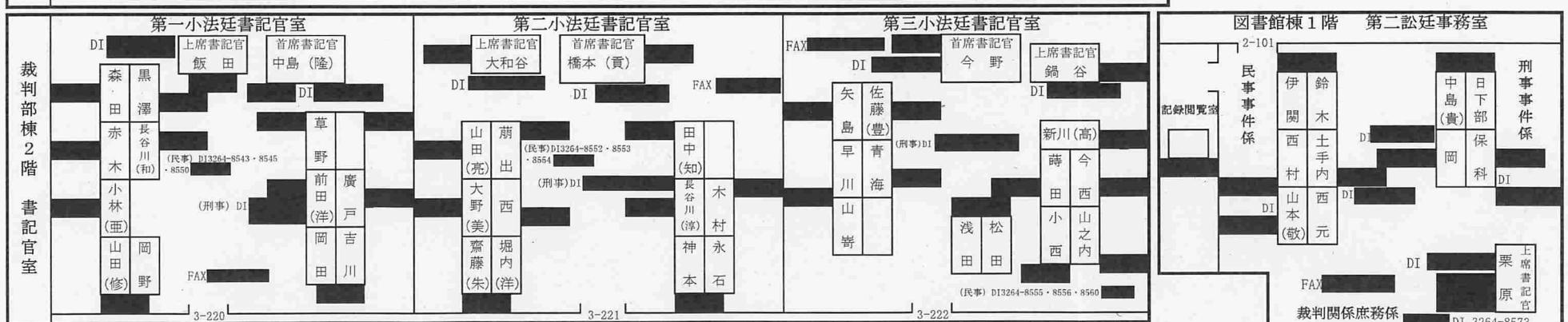
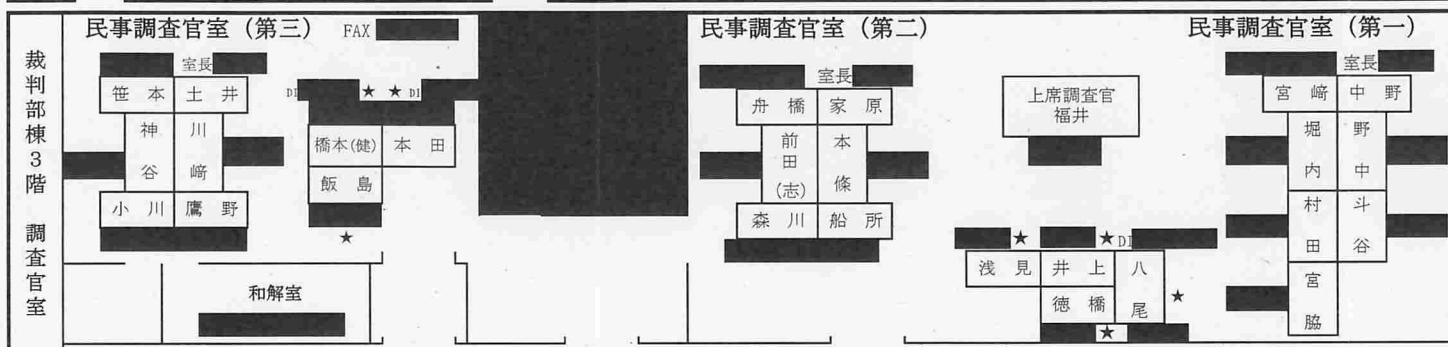
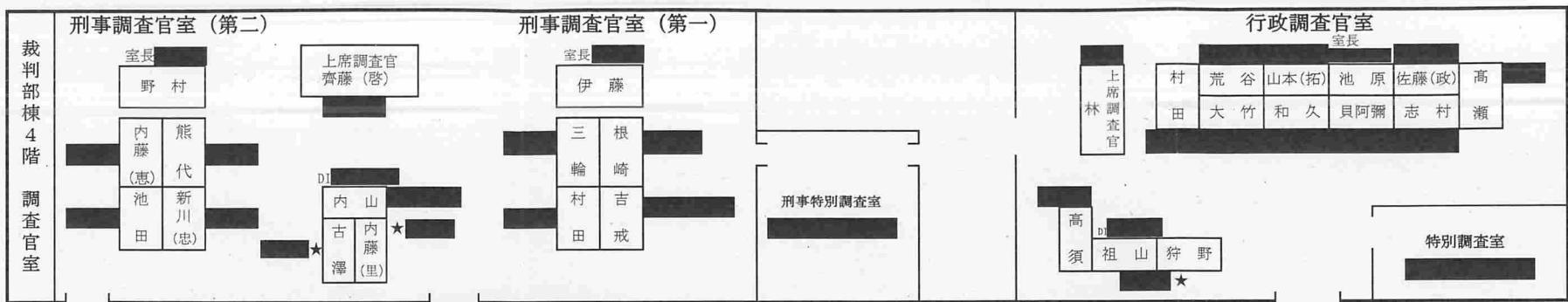
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

裁判部職員配置図

令和二年六月二十四日 現在



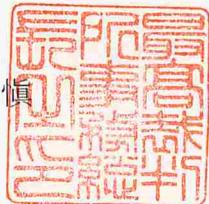
最高裁秘書第1518号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020030号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

秘書課職員配置図（令和2.4.1）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号、内線番号等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

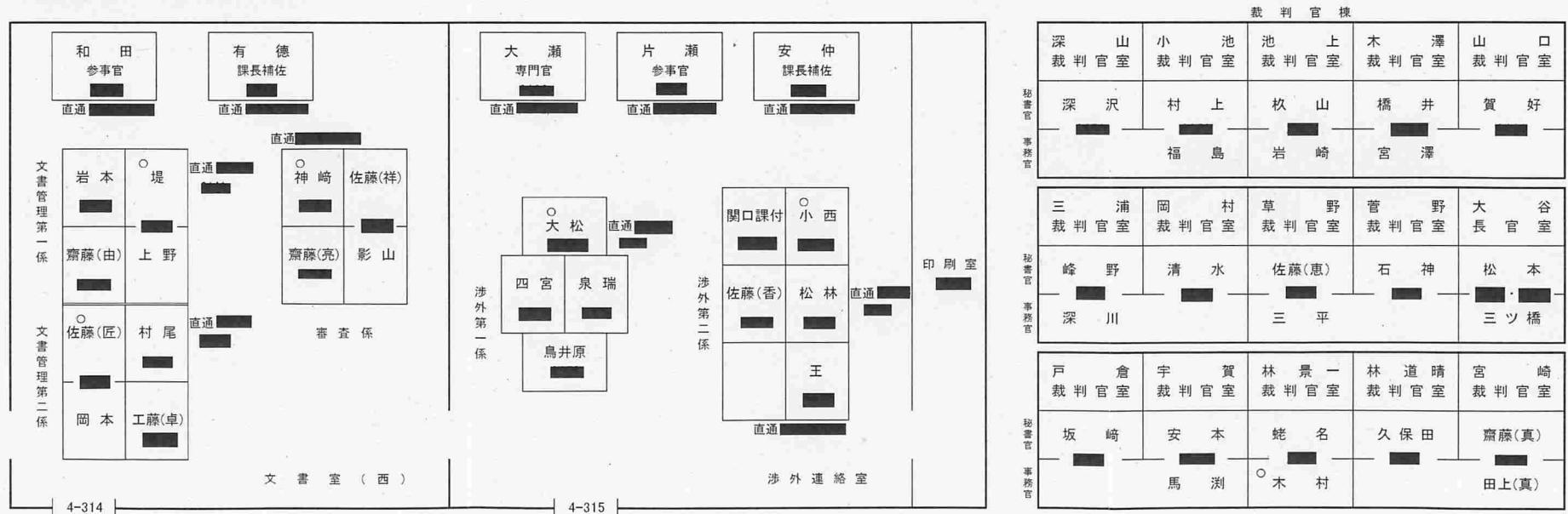
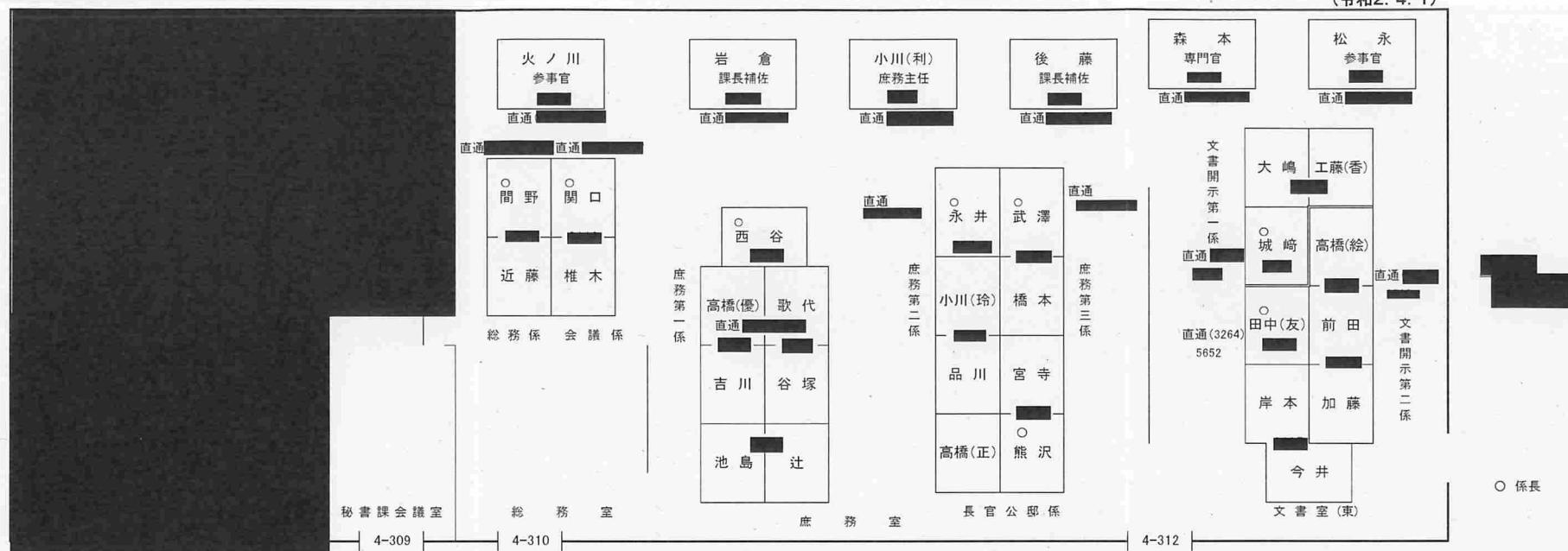
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

秘書課職員配置図

(令和2.4.1)



最高裁秘書第1516号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020032号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

情報政策課職員配置図（R2.4.1現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

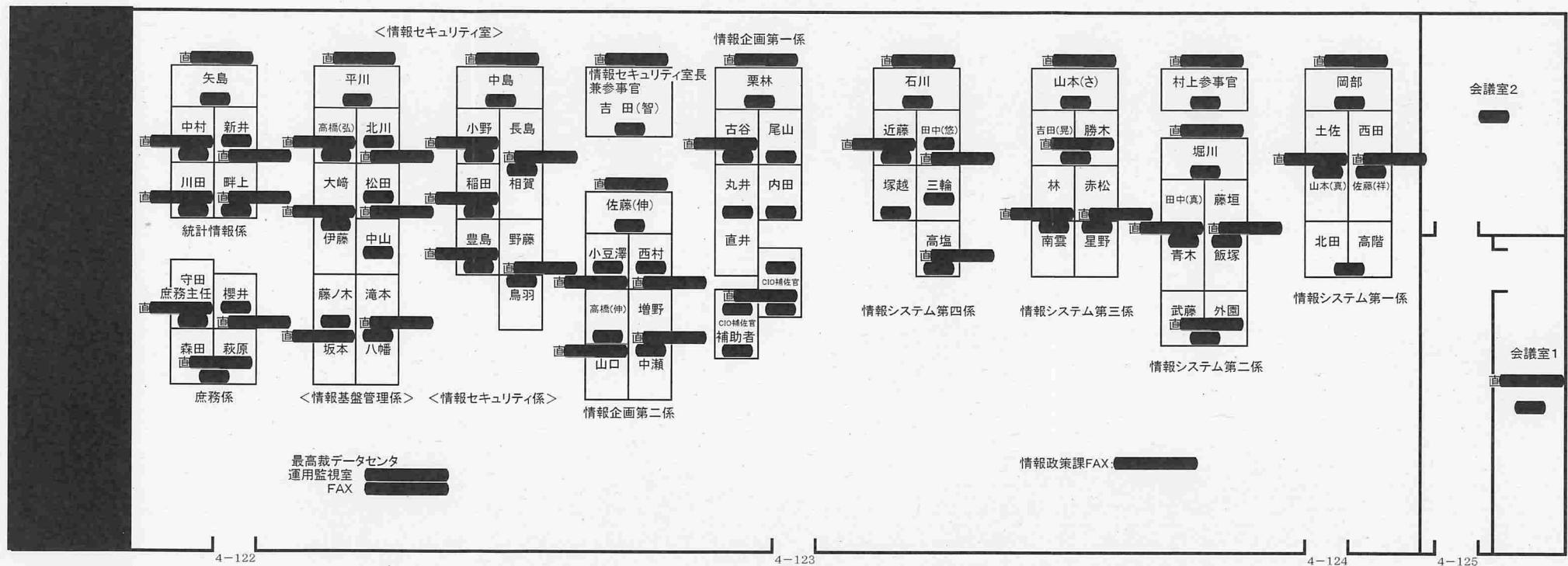
1の文書には、個人識別情報（氏名、電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

情報政策課 職員配置図(R2.4.1現在)



最高裁秘書第1312号

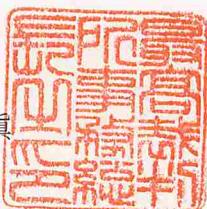
令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020031号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

広報課職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号及び内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

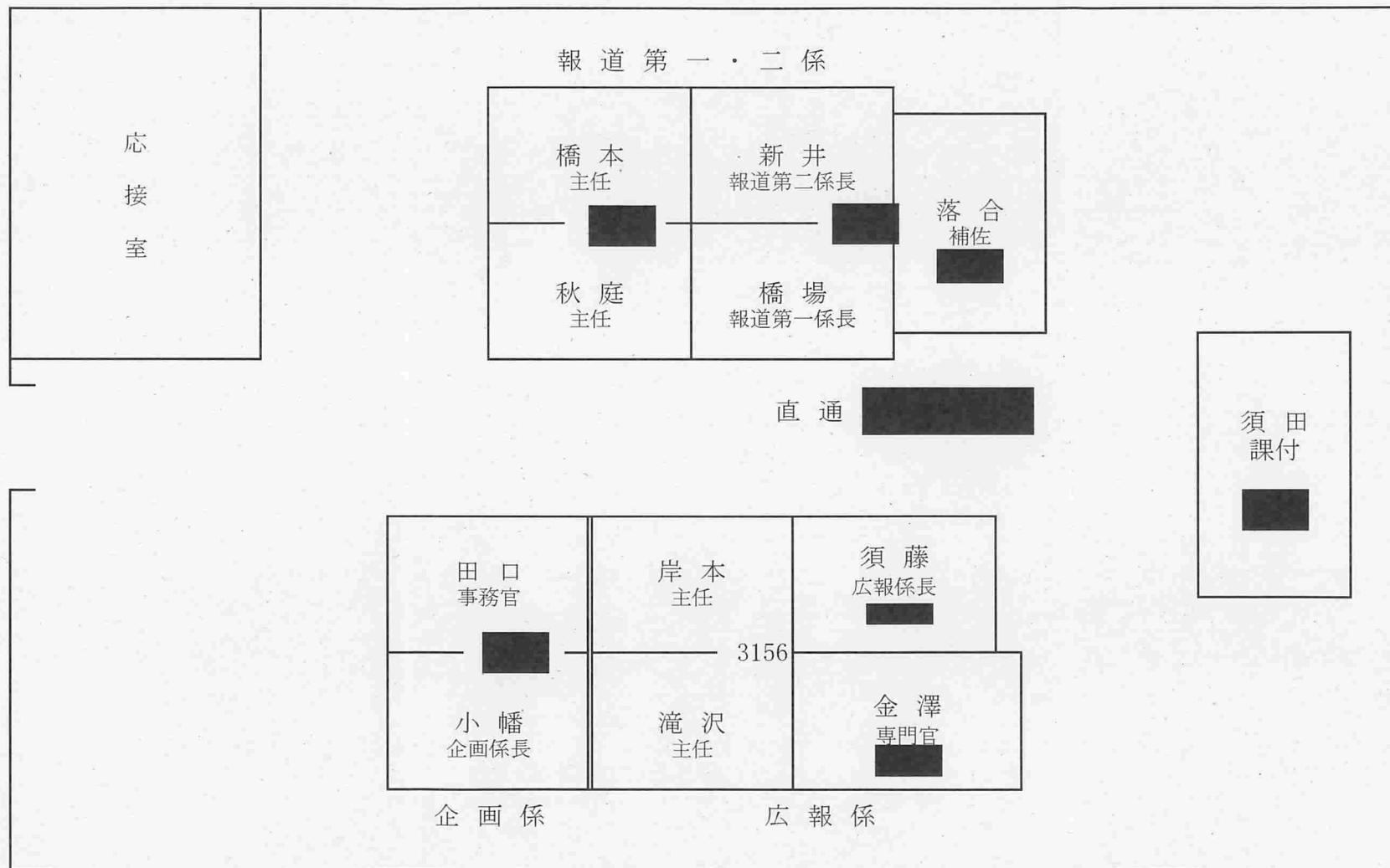
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

広報課職員配置図

(令和2年4月1日現在)



最高裁秘書第1521号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020033号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

総務局・審議官室 職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

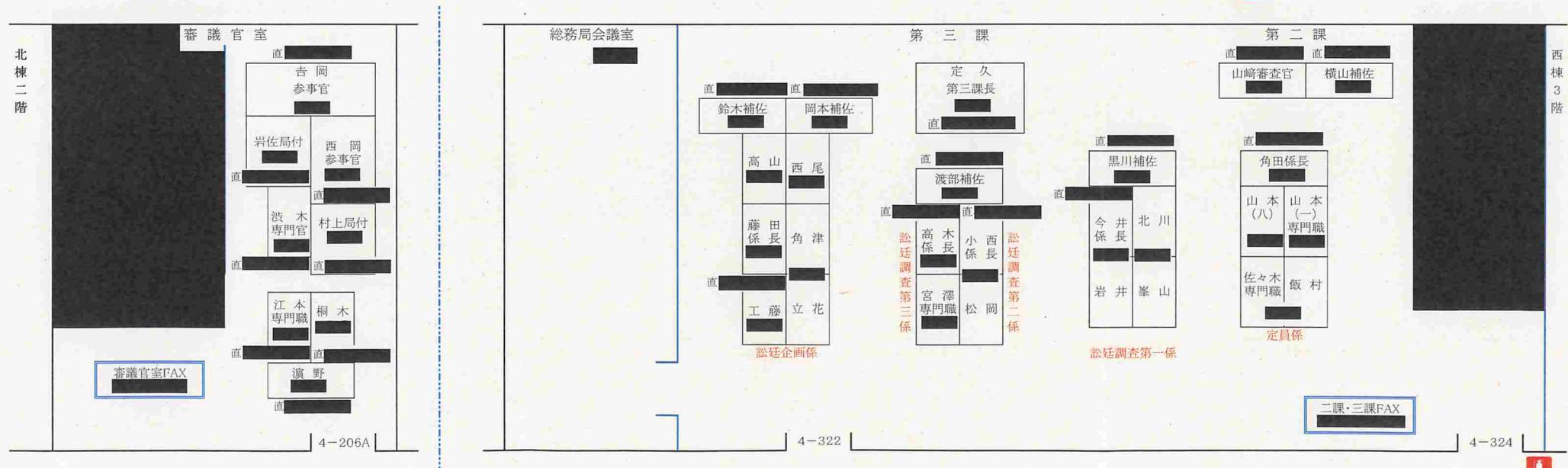
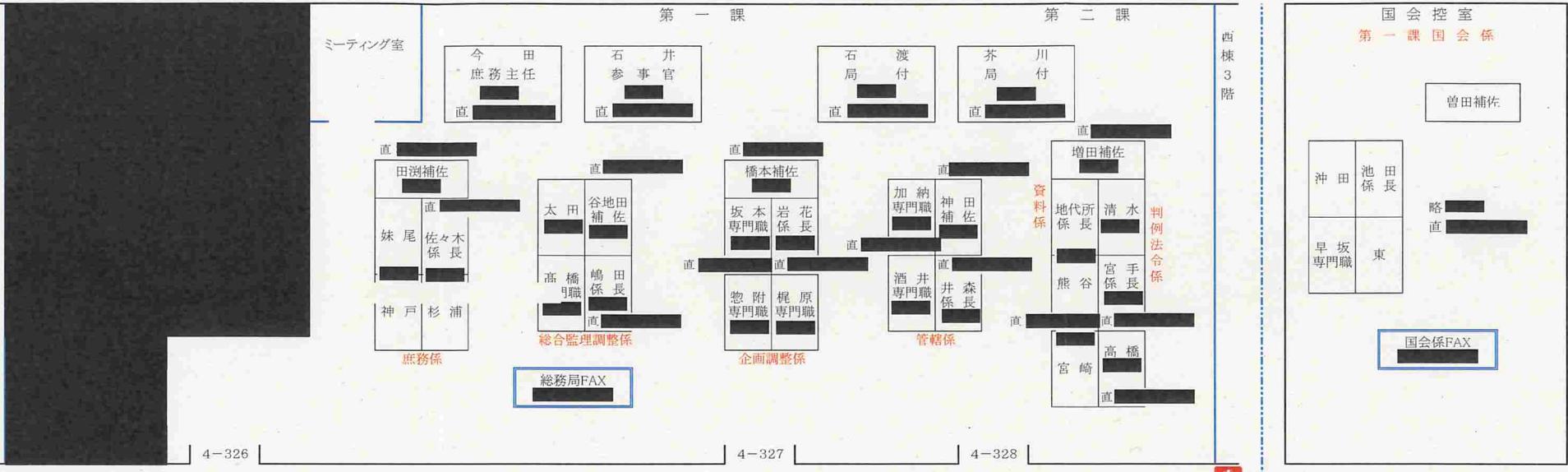
1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

総務局・審議官室 職員配置図（令和2年4月1日現在）



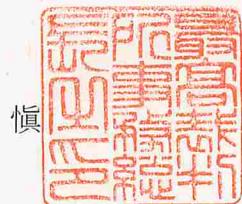
最高裁秘書第1470号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020034号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

人事局職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（内線番号及び電話番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号、電話番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

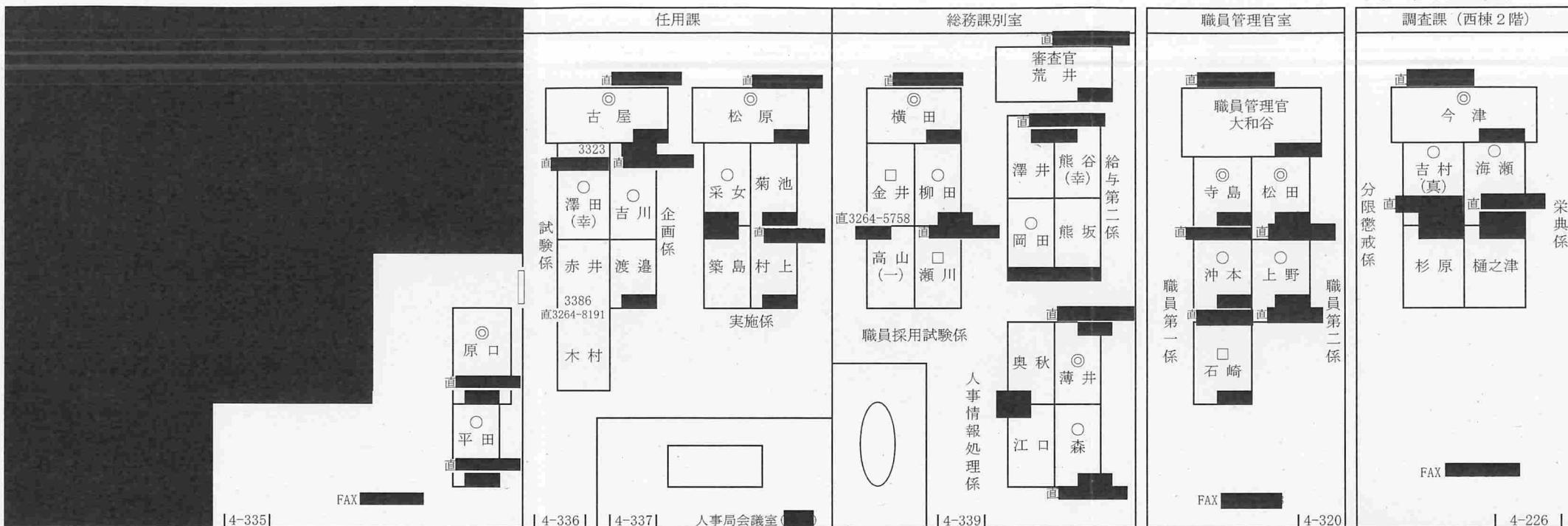
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

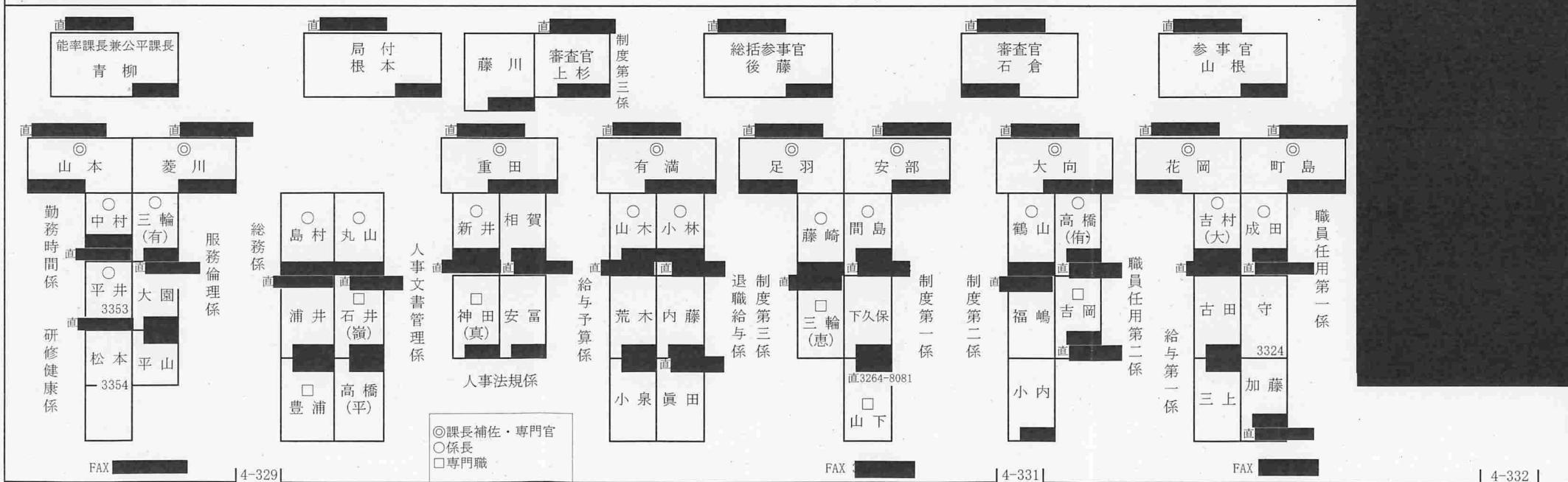
人事局職員配置図

【機密性2】



能率課・公平課

総務課



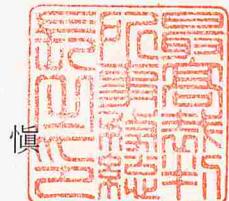
最高裁秘書第1517号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020035号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

経理局職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これら情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

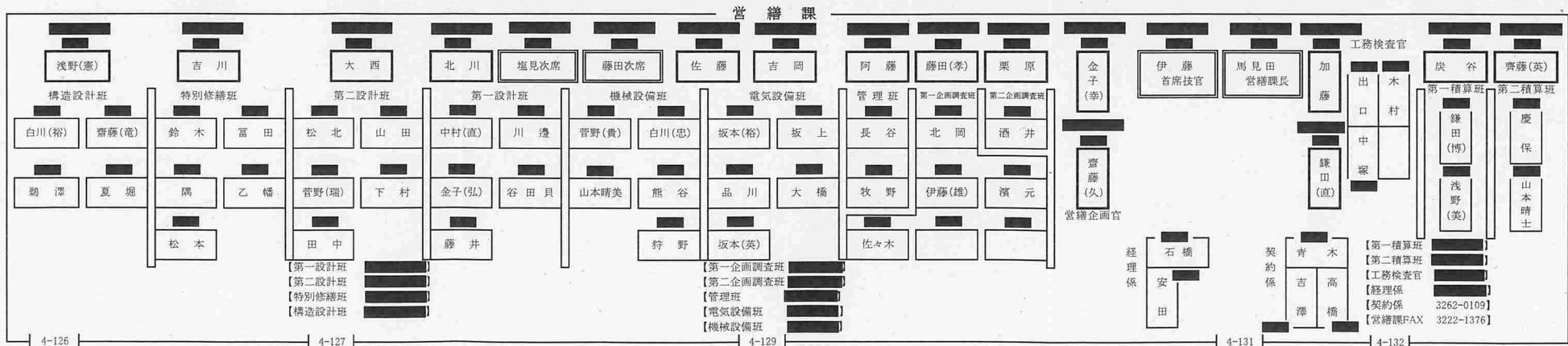
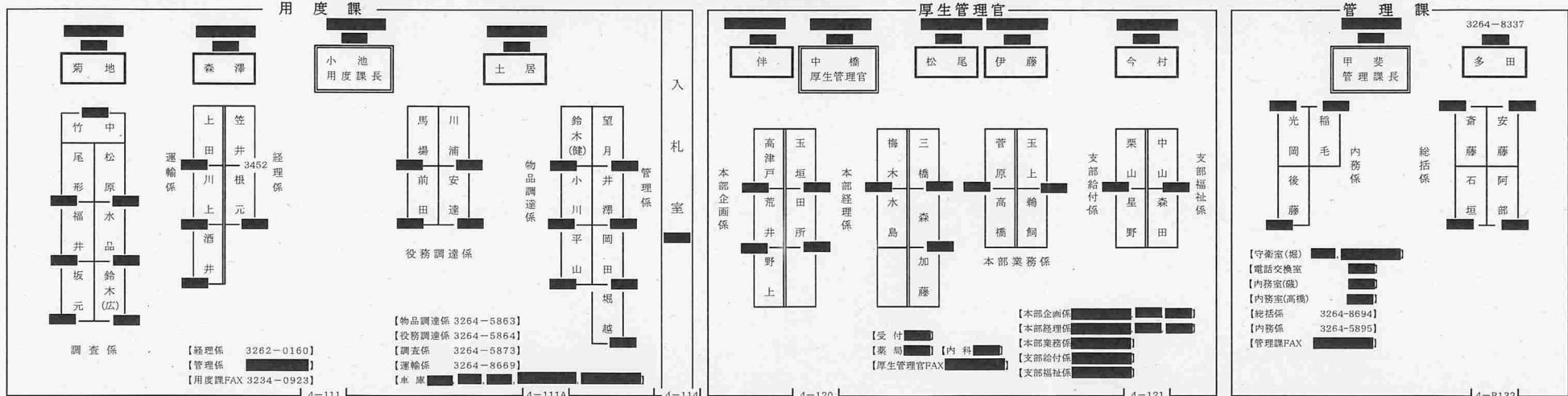
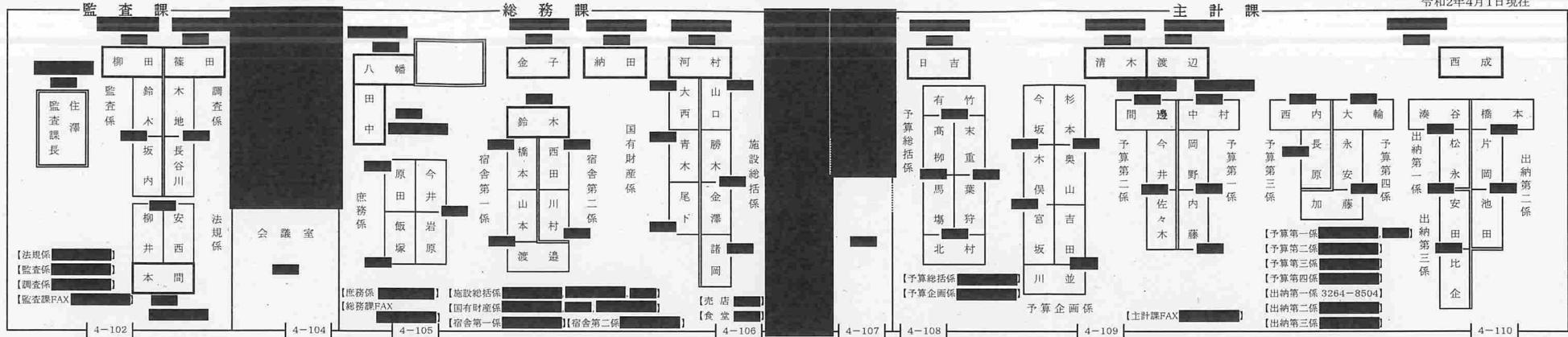
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

經理局職員配置図

令和2年4月1日現在



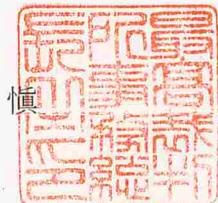
最高裁秘書第1523号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020036号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

民事局職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

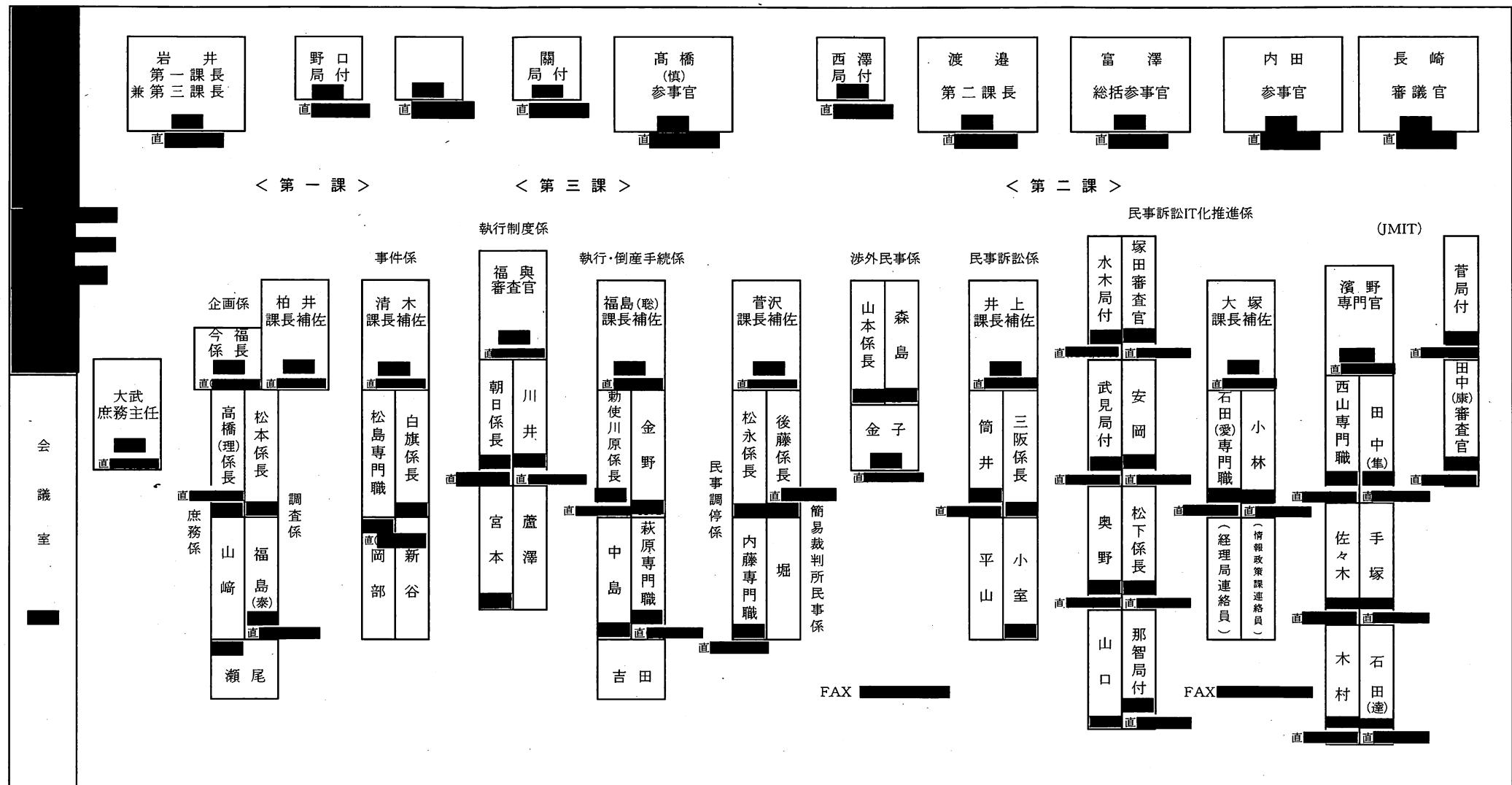
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

職員配置図(令和2年4月1日現在)

最高裁判所事務総局民事局



4-221

4-222

4-224

4-225

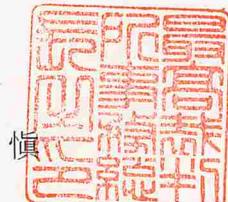
最高裁秘書第1416号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020037号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

刑事局職員配置図（令和2年4月11日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（内線番号及び電話番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号、電話番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

刑 事 局 職 員 配 置 図

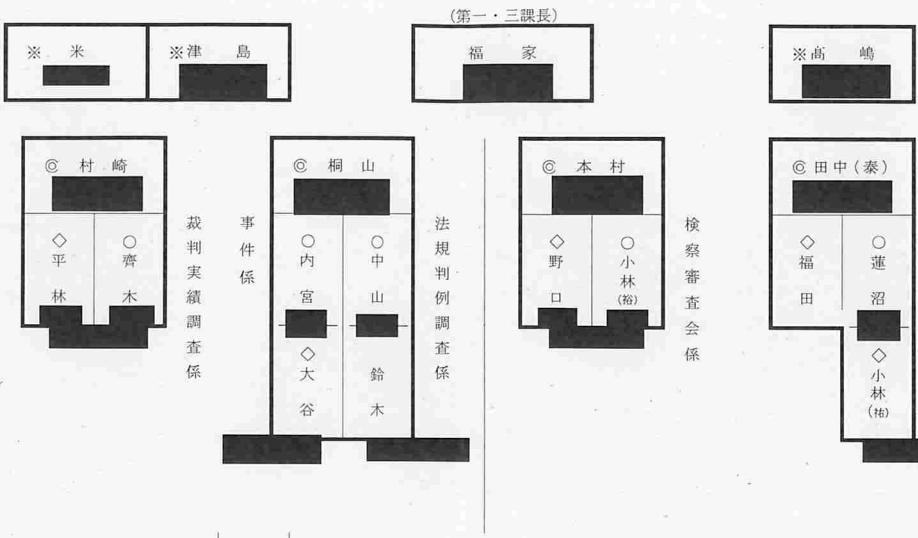
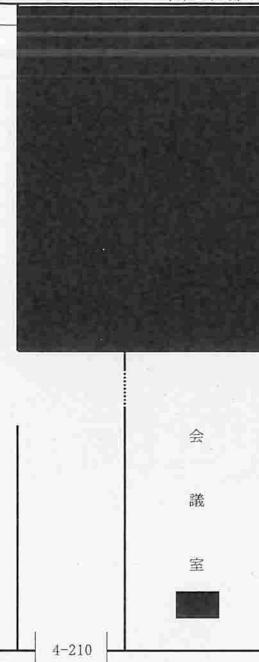
令和2年4月11日現在

第三課

第一課

事務北棟
2F

資料室



4-208

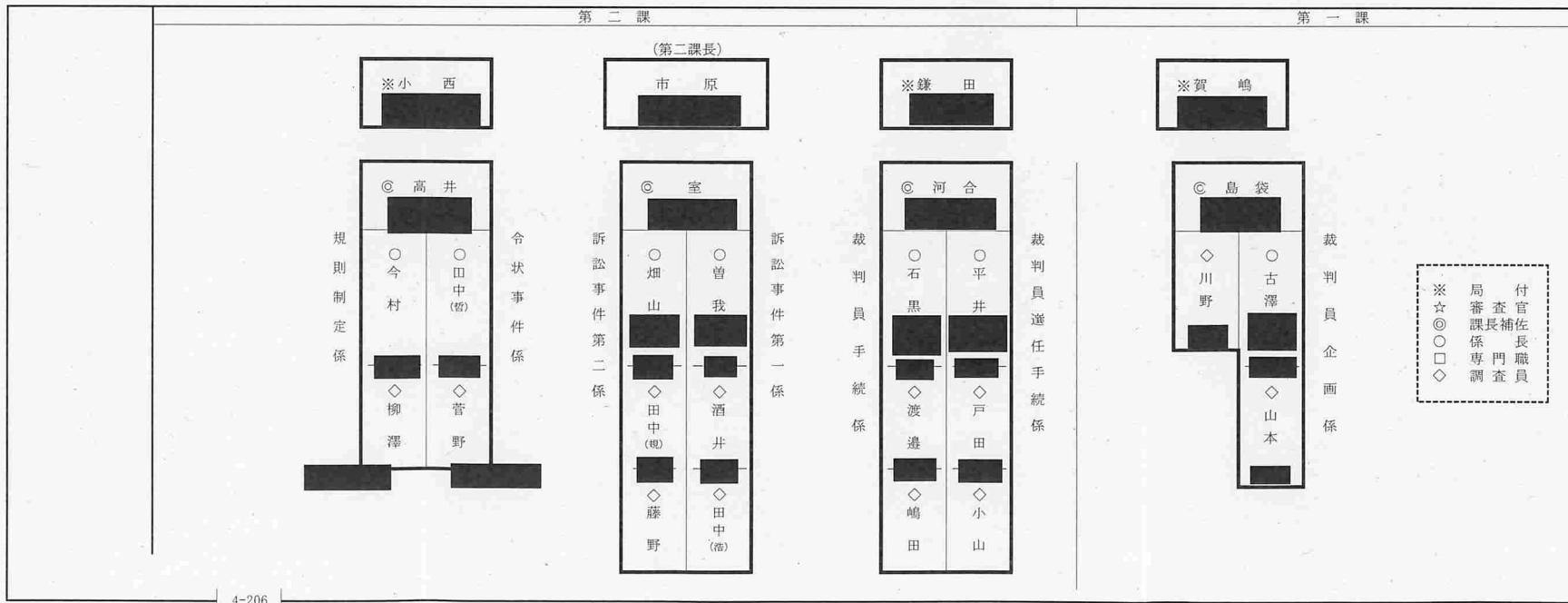
4-209

4-210

4-211

第二課

第一課



4-206

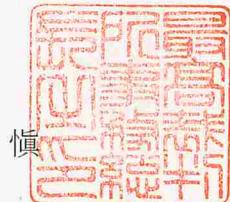
最高裁秘書第1513号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020038号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

行政局職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

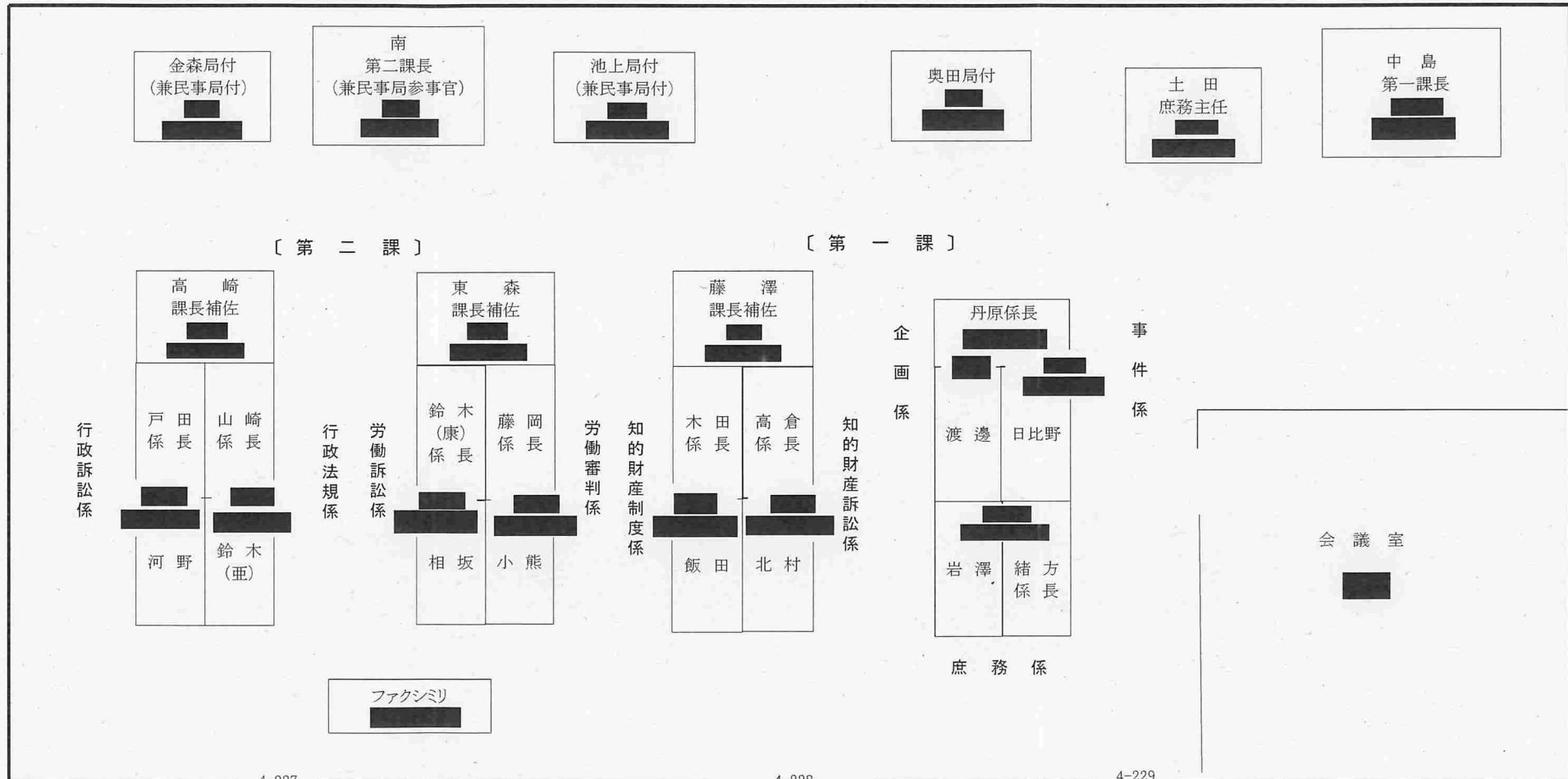
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

行政局職員配置図

令和2年4月1日現在



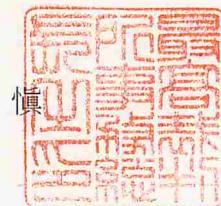
最高裁秘書第1527号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020039号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

家庭局職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

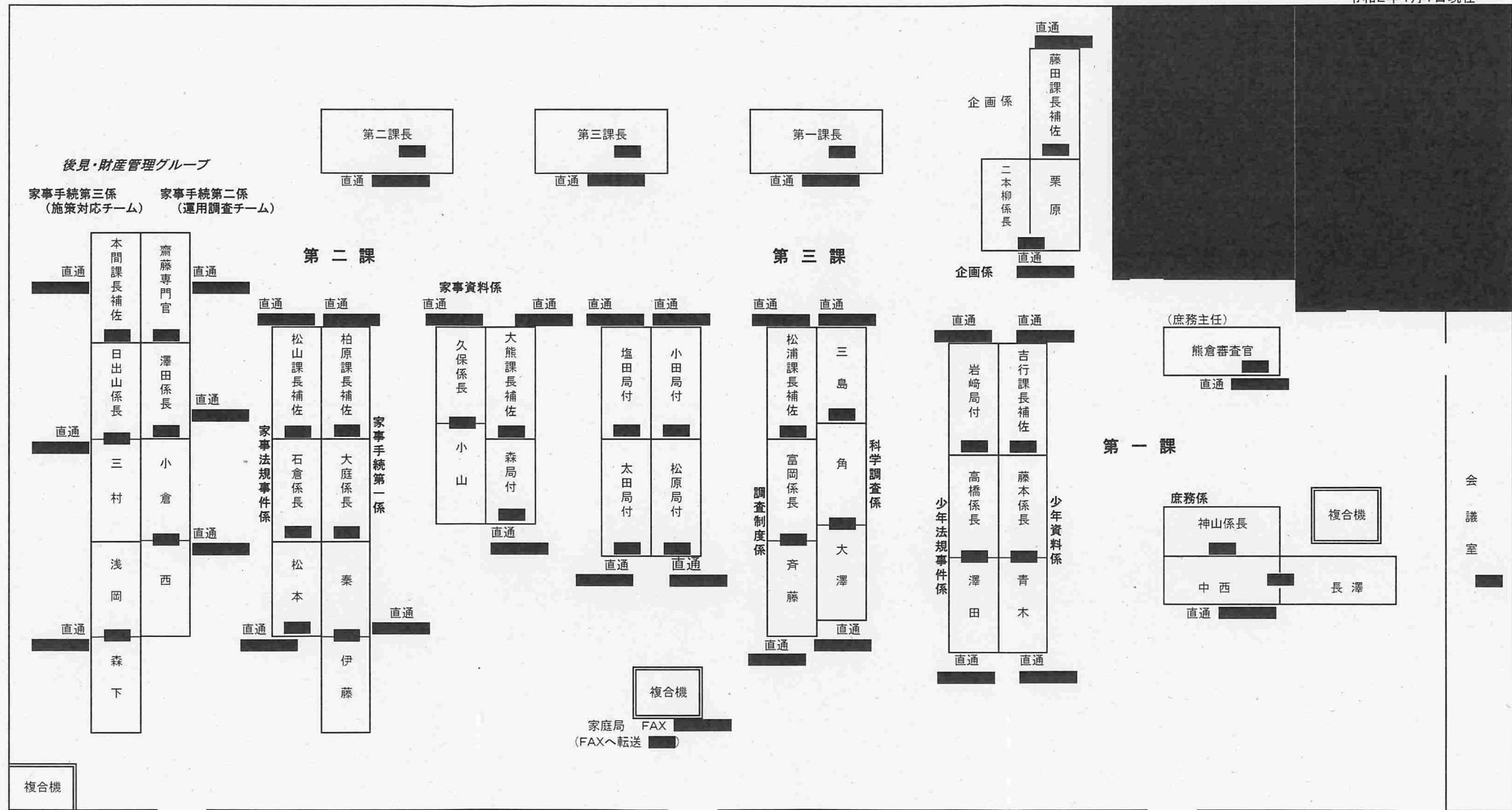
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

家庭局職員配置図

令和2年4月1日現在

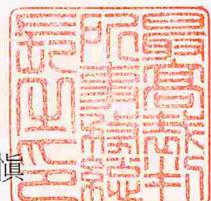


最高裁秘書第1460号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 中 村

慎

司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020040号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所図書館職員配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（内線番号及び電話番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号、電話番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

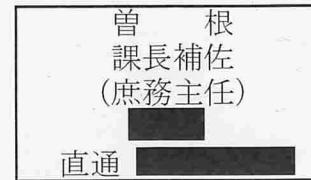
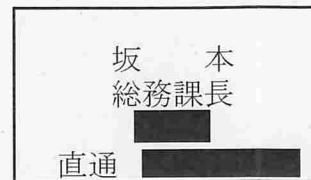
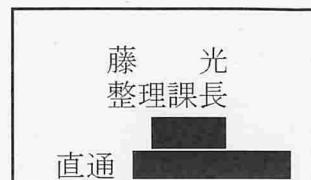
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

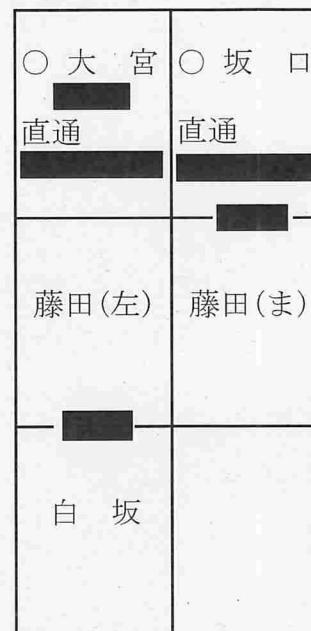
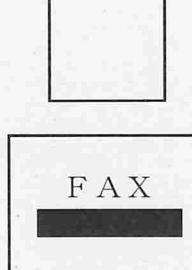
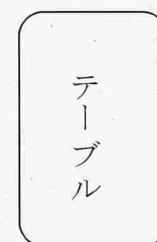
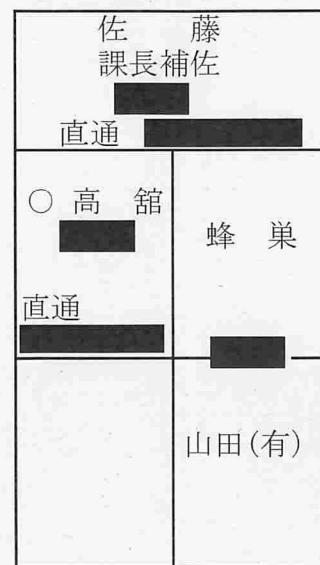
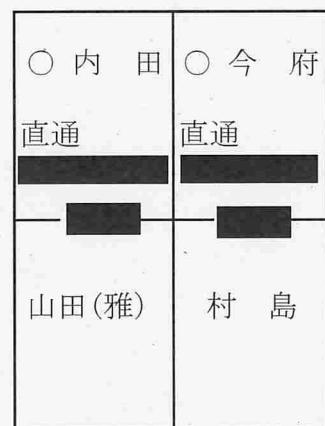
最 高 裁 判 所 図 書 館 職 員 配 置 図

令和2年4月1日現在

(整 理 課)



(総 務 課)



(雑誌索引係) (整理係)

(受入係)

(保管係) (参照係)

(閲覧係) (庶務係)

* 図書の貸出し、閲覧は受付カウンター [REDACTED]・[REDACTED]
直通 3264-8537

* 4階出納室 [REDACTED]
* ○係長

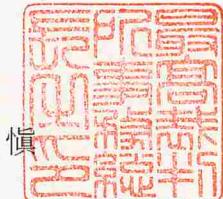
最高裁秘書第1522号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020041号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

司法研修所配置図（令和2年5月11日現在）（片面で1枚）

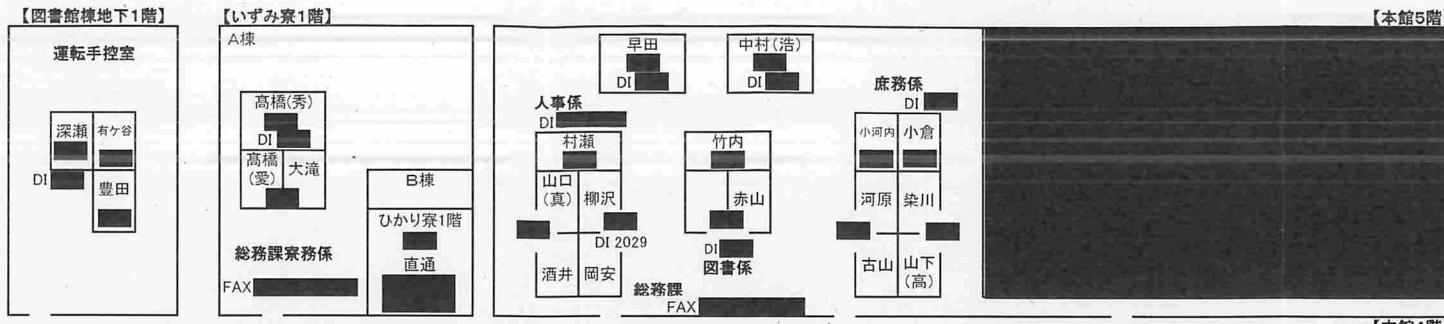
2 開示しないこととした部分とその理由

1の情報には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）



司法研修所配置図

(令和2年5月11日現在)

【本集】

〒351-0194
埼玉県和光市南二丁目3番8号
TEL 048-460-2000(代表)
FAX [REDACTED](総務課)

電話はダイヤルイン方式により各所属へ直接着信が可能です。各所属へは、
■(D1)をダイヤルしてください

正門守衛所
北門警備詰所

【本館棟】

大会議室
特別会議室A
中會議室B
中會議室
法廷教室
企画二課(資料)分室
総務課(貸与)分室
本館玄関
一部会議室

【図書館棧

図書室(事務室)
図書室カウンタ
食堂
多目的ホール
中央監視盤室
清掃業者控室
書店
売店

— [End Article]

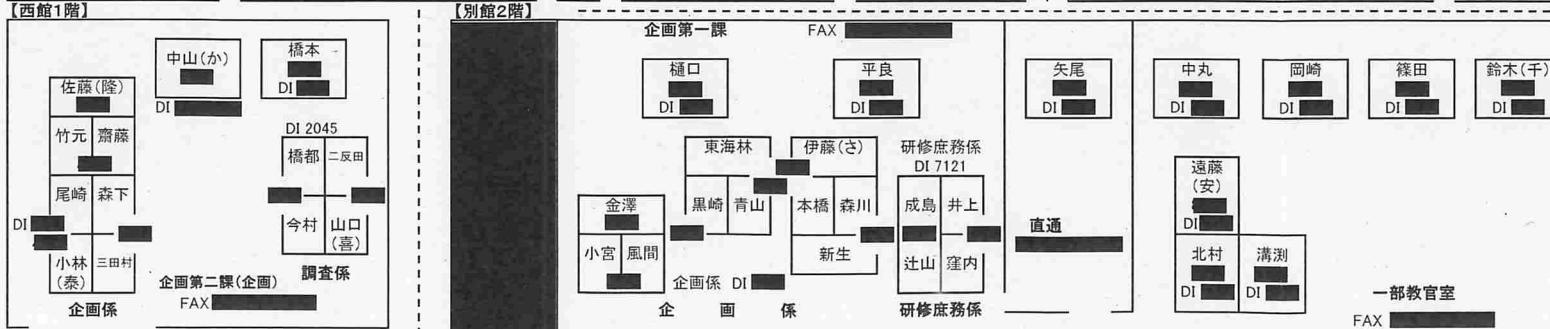
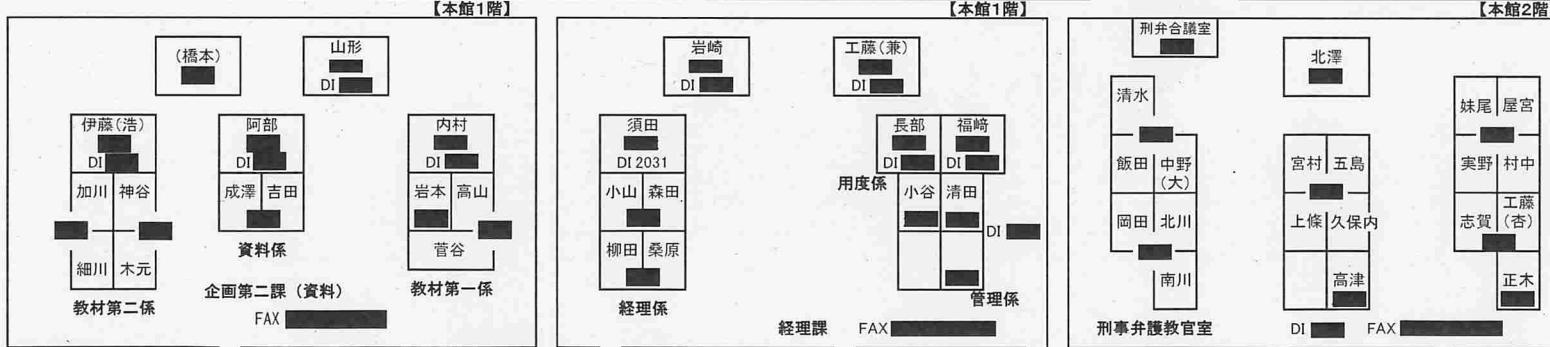
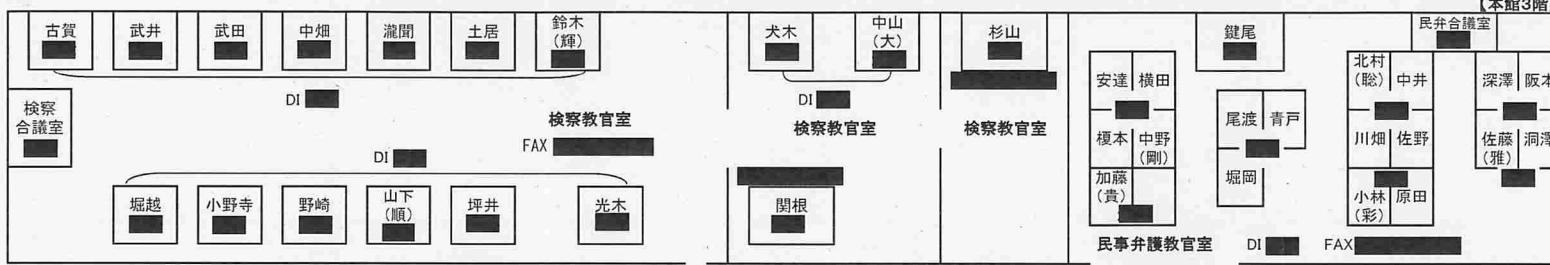
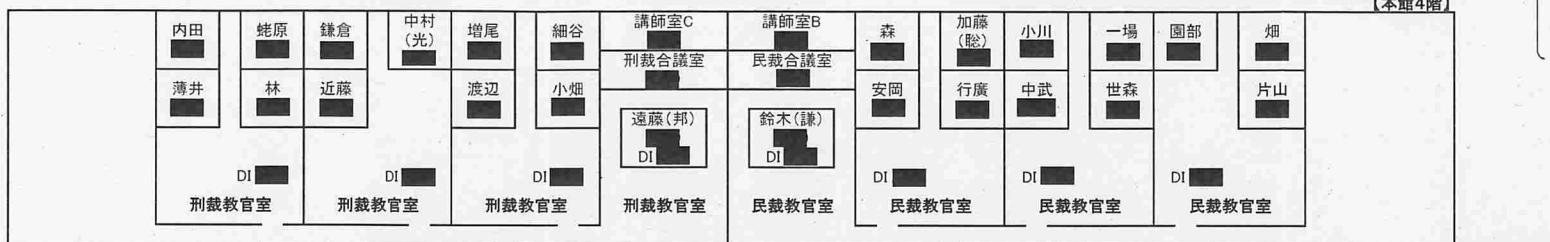
【別館】
〒351-0104
埼玉県和光市南二丁目3番5号
TEL 048-468-7121(研修庶務係)
FAX [REDACTED] (企画係)

藤
各所属へ直接着信が可能です。
各所属へは、
■(DTI)をダイヤルしてください。

【研修棟】
図書室
ITルーム
多目的室
施設管理室

【なごみ寮
寮事務室

総研守衛室
守衛ボックス



最高裁秘書第1528号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月6日受付、第020042号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判所職員総合研修所配置図（令和2年4月1日現在）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（電話番号及び内線番号）及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法等

写しの送付

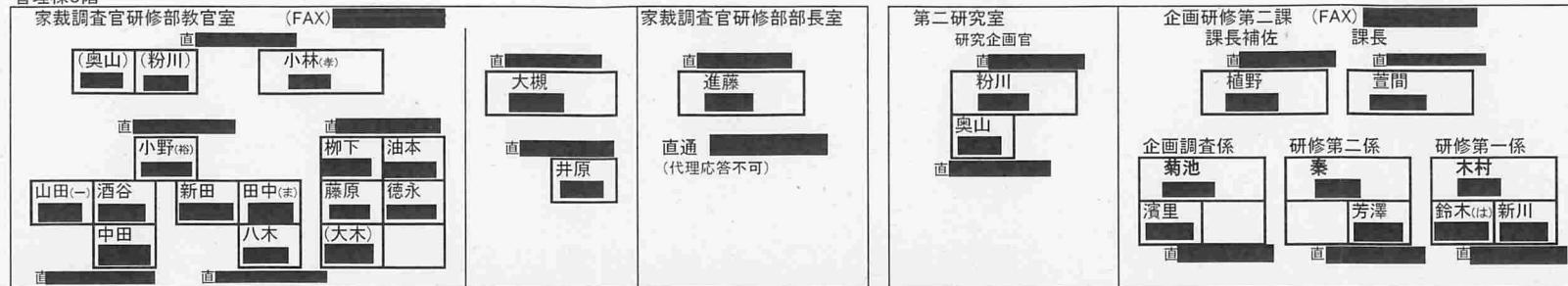
担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判所職員総合研修所配置図

(令和2年4月1日現在)

〒351-0196
埼玉県和光市南二丁目3番5号
TEL 048-452-5000(代表)

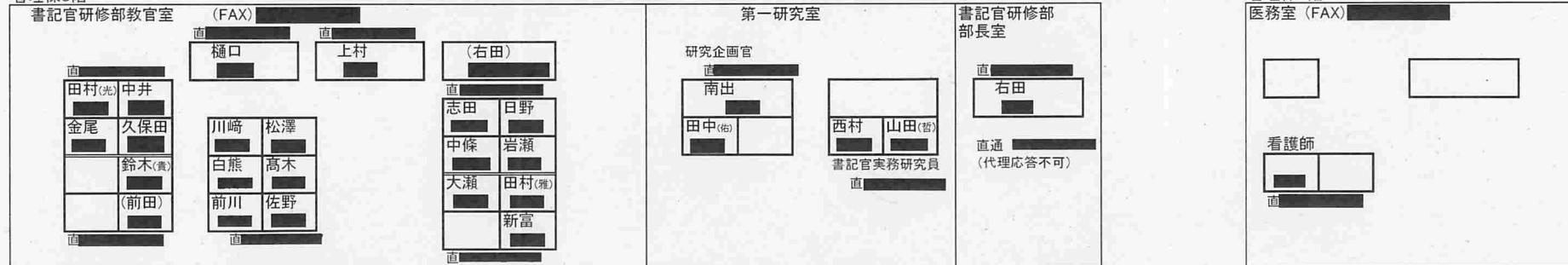
管理棟5階



管理棟4階



管理棟3階



管理棟2階

